

建設業法に関する最近の改正事項と 社会保険未加入対策について

平成29年2月13日

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

➤ 建設業法に関する最近の改正事項

業種区分について「解体工事」が新設されました

1. 解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となりました。
2. 解体工事業の新設に伴う経過措置があります。（既に「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を得ている業者は、平成31年5月31日までは引き続き解体工事を請け負うことができる等）
3. とび・土工・コンクリート工事業の「建設工事の内容」から「工作物解体工事」が削除されました。

「とび・土工・コンクリート工事」について技術者要件が追加されました

1. 基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間資格（**基礎施工士**）が追加されました。

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されました

1. 監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が掲載されました。

○業種区分の新設(解体工事)について

施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

建設業者

技術者

建設業者

技術者

【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

●総合2業種

- ・土木
- ・建築

●専門26業種

- ・大工
- ・左官
- ・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者を
営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を
有する技術者の配置が必要

今回、解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

改正前の業種区分

土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
電気工事業
管工事業

タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
ほ装工事業
しゅんせつ工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業

内装仕上工事業
機械器具設置工事業
熱絶縁工事業
電気通信工事業
造園工事業
さく井工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
清掃施設工事業

○解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類（建設業法別表）	建設工事の内容（告示）	建設工事の例示（ガイドライン）	建設工事の区分の考え方（ガイドライン）
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 □) ～ハ) (略)	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ □) ～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。</u> ※

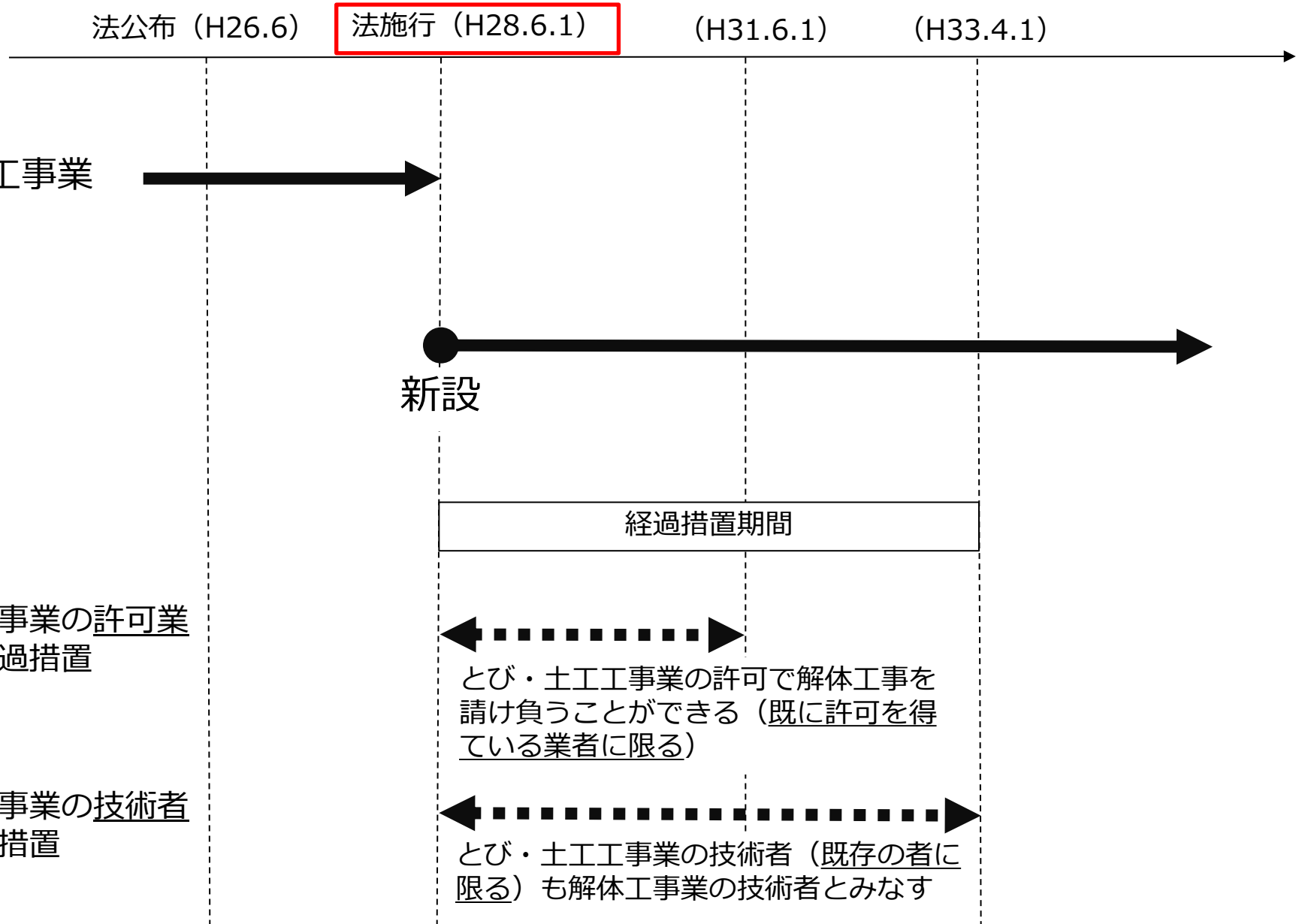
告示：建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容（H26.12.25改正）

ガイドライン：建設業許可事務ガイドライン（H26.12.25改正）

H P アドレス：<http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>

※ 平成28年6月1日から施行

○とび・土工工事業の経過措置について



技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る）も解体工事業の技術者とみなす

（例 1）平成 2 7 年度までに合格した 1 級建築施工管理技士の場合

平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで	平成 3 3 年 4 月 1 日以降
● 解体工事に関する実務経験無し → 解体工事業の技術者と<u>みなす</u> ● 解体に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習受講者 → 解体工事の技術者	<u>解体工事に関し 1 年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる</u>

（例 2）平成 2 7 年度までに合格した 2 級土木施工管理技士（薬液注入）の場合

平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで	平成 3 3 年 4 月 1 日以降
解体工事業の技術者と <u>みなす</u>	<u>解体工事業の技術者ではない</u>

基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験（**基礎施工士検定試験**を想定）に合格した者を追加するよう整備（建設業法施行規則の一部改正）

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え 以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート 工事	○ 1 級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○ 技術士 ○ 実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督の実務経験を有するもの	○ 2 級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○ 技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○ 地すべり防止工事士【民間資格】 ○ 基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○ 実務経験者 ・ 大卒後 3 年以上の実務経験 ・ 高卒後 5 年以上の実務経験 ・ 10 年以上の実務経験

○監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の統合

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない（建設業法第26条第4項）
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日 生 本籍		
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	年 月 日	年 月 日	
	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
平成 年 月 日			まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石風電管タ鋼筋舗しゆ板ガ造防内機絶通開井且水消灌		
有・無			

(表面)

(裏面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号	第 号
写 真	本籍氏名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

改善後の監理技術者資格者証
(平成28年6月1日から統合)

氏名	年 月 日 生 本籍		
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	年 月 日	年 月 日	
	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
平成 年 月 日			まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石風電管タ鋼筋舗しゆ板ガ造防内機絶通開井且水消灌		
有・無			

(表面)

(裏面)

統合

備考	

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号	修了年月日: 年 月 日
	氏名: 氏名	生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 講習実施機関名	印
資格者証備考	※講習修了者がラベルを貼る 又は建設業技術者センターで 修了情報を確認出来た場合は 印字	

監理技術者の配置が必要となる金額要件が緩和されました

1. 特定建設業許可が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても、同様に引き上げられました。
2. 民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても、同様に引き上げられました。

許可の種類		特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	建築一式工事 以外	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u>	3,000万円未満 ⇒ <u>4,000万円未満</u>	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u> は、契約できない
	建築一式工事	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u>	4,500万円未満 ⇒ <u>6,000万円未満</u>	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u> は、契約できない
工事現場に置くべき技術者		監理技術者	主任技術者	
施工体制台帳 及び 施工体系図	民間工事	必要	不要	
	公共工事	<u>H27.4.1以降に契約した公共工事は、下請契約を行った時点で作成が必要</u>		

現場配置技術者の専任が必要となる金額要件が緩和されました

1. 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事の請負代金額が引き上げられました。

公共性のある建設工事	該当する		該当しない (個人住宅等)
請負代金額 (建築一式工事以外)	2,500万円以上 ⇒ <u>3,500万円以上</u>	2,500万円未満 ⇒ <u>3,500万円未満</u>	金額要件なし
請負代金額 (建築一式工事)	5,000万円以上 ⇒ <u>7,000万円以上</u>	5,000万円未満 ⇒ <u>7,000万円未満</u>	
現場配置技術者 (監理及び主任技術者) の現場専任	必要	不要	不要

経営業務管理責任者の要件が緩和されました

1. 役員の範囲が拡大されました。

役員の範囲に、業務を執行する社員、取締役、執行役等のほか、これらに準ずる地位にあり、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等も追加されました。

2. 確認書類が簡素化されました。

職務経験を確認するための書類を、請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令書等とします。

申請様式等に法人番号が追加されました（平成28年11月1日施行）

1. 建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号（※）記載欄が追加されました。

（※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）同法第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号をいいます。）

許可行政庁が、社会保険への加入等の建設業者の状況について照会する際の対象業者の特定が容易かつ正確になるよう、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄を新設しました。

【改正通知】一括下請負禁止の明確化について

- 基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成28年6月22日）において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された
- ⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め平成28年10月14日付けで通知を发出（建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関宛）

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請（①以外の者）が果たすべき役割

施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

（注）※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

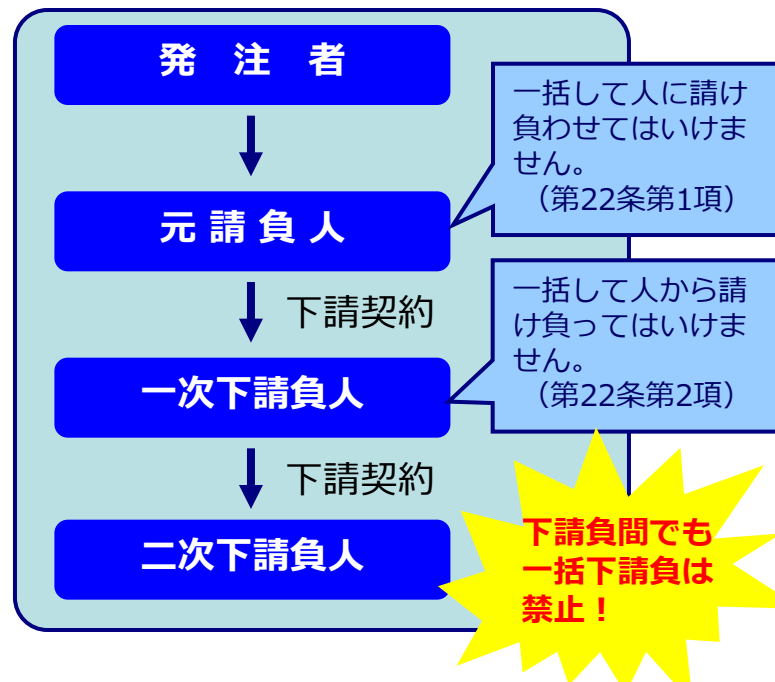
○工事の一括下請負(丸投げ)とは

工事の一括下請負（丸投げ）とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法ではこれを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止（法第22条）しています。

一括下請負とは

次のような場合に、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合



一括下請負は、公共工事については全面禁止！民間工事についても原則禁止！

- 民間工事では、発注者の書面による事前承諾がある場合は一括下請負が可能であるが、「共同住宅を新築する工事」については全面禁止。

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ（平成28年6月22日）において、建設業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること等が提言された。

⇒ この提言を受け、またこれまでの法令改正等を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適格な運用の徹底を図ります。（平成28年12月19日付）

改正の概要

○元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務の明確化
【二ー三 監理技術者等の職務】

- ・ 監理技術者等は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区別なく示されているが、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務に大きく二分して整理し、明確化。

（監理技術者等の職務の例）

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認などの実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告

○大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者の配置の推奨
【二ー三 監理技術者等の職務】

- ・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求める役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を補佐する他の技術者を同建設業者の中から配置することが望ましい旨を明記。

○工場製品における適宜合理的な方法での品質管理の必要を明記
【二ー三 監理技術者等の職務】

- ・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うことが必要である旨を明記。

○監理技術者等の専任が不要となった期間における他の専任工事への従事に関する緩和
【三（2） 監理技術者等の専任期間】

- ・ 元請の監理技術者等について、工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の監理技術者等として従事することができるように緩和。
- ・ また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができるように緩和。

○これまでの法令改正、発出済みの通知等に伴う見直し